

措置状況（地方自治法第252条の38第6項に基づくもの）

NO. 1

平成15年度包括外部監査 監査の対象 「公有財産の管理・運営に関する事務の執行について」

監査対象部局 行政部・まちづくり推進部・教育委員会

指 摘 事 項	措 置 状 況
(1) 公有財産（土地）の取得の検討 ① 市の試算価格の計算過程で、買収用地と種類の異なる土地を比較検討の対象としているが、本来は同じ種類の土地と比較検討すべきである。 （東部クリーンセンター余熱利用施設用地取得事業） ② 鑑定評価額の算定時点より6ヶ月を経過し、規定上は時点修正をすべきであったが、行われていなかった。 （〈仮称〉北東部コミュニティセンター及び岐阜市北消防署三輪出張所新設事業）	(1) ①② 公有財産の取得について、公有財産規則等の改正を検討しているところである。 また、土地評価に携わる職員を対象に土地評価事務研修の実施を検討する。 （平成17年度）
(2) 未利用地の検討 平成15年7月現在、各所管室から報告されている岐阜市の未利用地は合計で22,069.70㎡（58件）ある。主なものとしては、何らかの事業の代替地として取得したが当該事業に事業完了後も使用されず、結果的に未利用地となったものである。	(2) 未利用地についての要綱を設定し、処分については、競争入札の回数を増やすとともに、売り地看板の設置により啓発に努める。 （平成16年度）
(3) 未登記土地の検討 現在、岐阜市が未登記土地として把握している土地は、行政管理部 管財室所管分で1,612㎡（計7件）、都市建設部 住宅室所管分で68,409.66㎡（計167件）、教育委員会 教育施設室所管分で5,620.83㎡（計24件）ある。 これらについてはやむをえない事情により発生したものと考えられるが、公有財産規則に違反した状態となっている。	(3) ・管財室分7件、調査が完了次第、早急に処理する予定。 ・住宅室分167件 これらの土地については、絵図混乱により詳細を把握できていない部分もあるが、それ以外の経緯、登記等は調査しており、今後も整備を進めていく。 ・教育施設分24件 再度地権者を調査するとともに、経緯などをふまえ整備を進めていく。 （平成16年度）

措置状況（地方自治法第252条の38第6項に基づくもの）

NO. 2

平成15年度包括外部監査

監査の対象

「公有財産の管理・運営に関する事務の執行について」

監査対象部局 行政部・まちづくり推進部・教育委員会

指 摘 事 項	措 置 状 況 （ 上 半 期 分 ）
(4) 貸付事務の検討 連帯保証人をたてていない物件、公有財産貸付申請書が提出されていない物件、所有権が曖昧なまま長期間放置されていた物件など公有財産規則等の規定どおりになっていないものが見受けられた。	(4) 連帯保証人がない物件について、たてるよう依頼したが、高齢で身寄りもないため、引き続き探すよう催促している。 公有財産貸付申請書のないものについてすべて徴収した。 所有権が曖昧なものについて、調査が完了次第登記処理する。 (平成17年度)
(5) 台帳整備の検討 現在、土地については電算化された台帳があるが、建物については建物総合損害共済に加入すべきものについて紙面で作成されている。建物については台帳作成が公有財産規則に規定されておらず、あくまで任意の資料という位置付けだからである。 その結果、既に撤去されている建物がいまだに台帳に記載されていたり、撤去済みの建物が建物総合共済へ加入しているケースなど、不完全な作成状況となっている。	(5) 各所管の資料を整理し、今年度中に建物管理システムを完成し、土地建物台帳の詳細を、順次整備していく。 (平成16年度)
(6) 施設関係の委託業務について 岐阜市歴史博物館、岐阜市科学館の施設関係の委託業務について、入札の結果同一業者が同一価格で数年間落札している場合が多い。合規性は問題ないが、入札本来の趣旨が十分に機能しているとはいえない。	(6) 歴史博物館・科学館 一社随意契約を実施する場合の算定に際しては、他の同様施設の単価契約価格を参考に徴した上で積算するように改めた。 契約室へ対応を依頼したところ、指名業者の選定の検討をしてもらえ、競争入札の活性化が図れた。 (平成16年度)

措置状況（地方自治法第252条の38第6項に基づくもの）

NO. 1

平成15年度包括外部監査

監査の対象「財政援助団体等の財政状態及び事業執行状況について」

監査対象部局 教育委員会 財団法人教育文化振興事業団

指 摘 事 項	措 置 状 況
(1) 委託業務の入札の状況 入札制度について、競争原理が実質的に働いた状況とはいえず、より競争性の高い一般競争入札等を導入した場合に比べ経済性等の面から市は不利益をこうむっている可能性がある。	委託業務の入札は、4・5月の業務を前年度委託業者と随意契約を、6～3月の業務を指名競争入札とし、指名から入札までの準備期間を確保するなど競争原理が働く方法に入札制度を変更した。 また、指名業者の見直しを図り、7月から指名競争入札において指名業者の事前公表を廃止するなど談合防止策に努めた。 (平成16年度)
(2) 体育館の利用者数の把握の不正確性 インターネットによる利用者数の把握が実際の利用者数から乖離するので改善が必要である。	利用当日、「体育館利用者点検カード」を渡し、利用者数を把握するよう改善を行った。 (平成16年度)
(3) プラザ掛洞 a 回数券の書き損じの取扱いが不十分。 b 回数券には枝番号等を付すべきである。	印刷ミスがあった回数券の取扱いは、書き損じの取扱いの決裁の上、一定期間保管後、職員立会いのもと焼却処分とする。また、現存する未使用回数券にはそれぞれ枝番を記し、併せて使用済み回数券の管理を徹底し、偽造の防止に努めている。 (平成16年度)

措置状況（地方自治法第252条の38第6項に基づくもの）

NO. 1

平成15年度包括外部監査

監査の対象

「財政援助団体等の財政状態及び事業執行状況について」

監査対象部局

福祉部

社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団

指 摘 事 項	措 置 状 況
(1) 委託業務の入札の状況 入札制度について、競争原理が実質的に働いた状況とはいえ、より競争性の高い一般競争入札等を導入した場合に比べ経済性等の面から市は不利益をこうむっている可能性がある。	平成16年度から、指名競争入札の業者数は、岐阜市に準じて増やし、入札以外に随意契約を行う場合であっても、最低3社から見積りを徴することとし、より競争性を高めることに努力した。 (平成16年度)
(2) 施設の老朽化 松風荘は特定建築物に該当するため、耐震診断を行うとともに今後の改修、建替え計画を検討すべきである。	現施設、松風荘は築37年が経過し、老朽化が進行しているうえ、設備等が共同利用で、安全性及びプライバシー保護等に問題があり、建て替え等施設整備が緊急の課題となっていた。 母子生活支援施設（松風荘）のあり方検討プロジェクトチームで検討していたところ、社会福祉法人から民設民営による事業引継ぎについて申し出があった。 そこで岐阜市新行政改革大綱の方針に基づき、民設民営による施設を開設し、岐阜市松風荘を廃止する計画「岐阜市松風荘民営化計画」を策定し、平成18年度次世代育成支援対策施設整備交付金の国庫補助申請に係る協議書を提出した。その結果、平成18年7月27日付けにて、国より交付金の内示を受け、平成19年4月1日開設に向け社会福祉法人による整備（建設）を進めることになった。 (平成18年10月27日)

措 置 状 況（地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項に基づくもの）

NO. 2

平成 1 5 年 度 包 括 外 部 監 査

監査の対象（「財政援助団体等の財政状態及び事業執行状況について

監査対象部局 福祉部 社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団

指 摘 事 項	措 置 状 況
（３）固定資産台帳のチェック a 事業団が購入した固定資産のうち償却資産台帳（固定資産一覧表）に計上されているが現物が存在しないものがあった。 b 事業団が岐阜市から受け入れた資産については固定資産台帳をもとに現物実査を実施したところ所在不明の資産があった。 c 事業団が市から業務を受託した後の年度において、新たに市から受け入れた固定資産については固定資産台帳に計上されていなかった。	平成 1 6 年 6 月 2 3 日から 8 月 1 2 日にかけて、全施設の固定資産物品と台帳の確認、調査を行い、廃棄処分の事務処理が漏れていたものについては、廃棄処分の事務処理を行った。また、岐阜市から受け入れた固定資産については、固定資産台帳に記載した。 （平成 1 6 年度）
（４）天満ホーム 天満ホームの管理の委託について条例上未記載となっている。条例の改定により記載を要する。	平成 1 8 年度から、「天満ホーム」では老人福祉センター事業委託のみを実施し、施設の管理については市直営で行うようにしたため、施設管理委託の条例化は不要である。 （平成 18 年 10 月 27 日）